平成２２年（フ）第５７０号
岐阜県各務原市那加楽天地町29番地楽天地マンション204
債務者　小西　文子（旧姓領木）
1　決定年月日時　平成22年９月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第５７２号
岐阜市西鶉５丁目５番地４メニープログレスＢ棟203号室
債務者　藤里　裕樹
1　決定年月日時　平成22年９月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
岐阜地方裁判所

平成２０年（フ）第３２４号
三重県津市柳山津興376番地２　サーフサイドサンシャインＳ101、前住所神奈川県横浜市鶴見区駒岡１丁目22番　Ｈ―210号
債務者　飯場　健二
1　決定年月日時　平成22年９月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２３９号
三重県津市大園町15番22号　メゾンボヌールＡ棟Ｇ―２、前住所千葉県千葉市中央区南生実町22番地１　プライム生実Ⅲ101号
債務者　大野喜美宏
1　決定年月日時　平成22年９月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２４０号
三重県鈴鹿市一ノ宮町1417番地　プロスペール202号室、前住所三重県四日市市泊山崎町１番25号
債務者　松山　和也
1　決定年月日時　平成22年９月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２４１号
三重県鈴鹿市一ノ宮町1417番地　プロスペール202号室、前住所三重県四日市市泊山崎町１番25号
債務者　松山真奈美
1　決定年月日時　平成22年９月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２４６号
三重県鈴鹿市中旭が丘４丁目９番１号　ハイツ旭が丘すみれ21―２
債務者　杉野　利江（旧姓大黒）
1　決定年月日時　平成22年９月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２５４号
三重県四日市市生桑町528番地１
債務者　設樂　　了
1　決定年月日時　平成22年９月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第２６６号
三重県四日市市大宮町３番23号
債務者　清水　雄吉
1　決定年月日時　平成22年９月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第２７３号
三重県四日市市西浦１丁目５番２号、前住所三重県四日市市鵜の森２丁目３番18号
債務者　清本美和子
1　決定年月日時　平成22年９月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第２７５号
三重県三重郡菰野町大字菰野3221番地１
債務者　石橋キミ子
1　決定年月日時　平成22年９月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第２７７号
三重県四日市市西日野町49番地８
債務者　荒木　　彰
1　決定年月日時　平成22年９月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第２１１号
滋賀県彦根市高宮町120番地１
債務者　北川久美子
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第６８０号
兵庫県神崎郡神河町比延83番地の４
債務者　松下　　司
1　決定年月日時　平成22年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第５１号
奈良県五條市釜窪町148番地の２
債務者　坂上　裕一
1　決定年月日時　平成22年９月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
奈良地方裁判所五條支部

平成２２年（フ）第１６６号
鳥取県境港市誠道町162番地　市営第２夕顔団地50Ａ棟37号
債務者　高島　　歩
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２２年（フ）第１３１２号
広島市中区土橋町６番16―606号
債務者　原　　静登
1　決定年月日時　平成22年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
広島地方裁判所民事第４部